

令和6（2024）年度第1回（第3期第1回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名		令和6（2024）年度 第1回（第3期第1回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時		令和6（2024）年9月30日（月）午後2時00分から午後4時30分まで
開催場所		本庁舎304会議室
出席した者の氏名	委員	(1) 石渡 和実 委員 (2) 伊藤 雅子 委員 (3) 榎 透 委員 (4) 木澤 静雄 委員 (5) 久々津 裕敏 委員 (6) 最所 義一 委員 (7) 阪本 智子 委員 (8) 土田 久美子 委員 (9) 星川 孝宜 委員 (10) 堀井 めぐみ 委員
	事務局	市民文化局 人権・男女共同参画室 (1) 長沼室長 (2) 羽田野担当課長 (3) 松本担当課長 (4) 押田担当課長 (5) 柏崎課長補佐 (6) 打越職員 【関係課】 (1) 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 菅原課長 (2) 健康福祉局 企画課 神田課長 (3) こども未来局 青少年支援室 佐藤担当課長 (4) 教育委員会 教育政策室 米倉担当課長
欠席した者の氏名		(1) 稲垣 寛子 委員 (2) 市民文化局 人権・男女共同参画室 佐藤係長
議事及び公開・非公開の別		議題（全て公開） 1 開会 2 委嘱式 3 正副会長の選出 4 審議事項 5 報告事項 6 その他 7 閉会
傍聴人数		—
報道		—

第3期第1回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

○柏崎課長補佐 会議に先立ち、本日の資料を確認させていただきます。

本日、要約筆記をされる方がいらっしゃいますので、おおむね1時間ごとに5分ぐらいの休憩を入れたいと考えております。

○羽田野課長 本日は要約筆記の方がいらしている関係もありまして、ゆっくりめでしゃべることについて、皆様の御了承いただければと思います。よろしく御協力ください。

それでは定刻を過ぎていきますので、ただいまから第3期第1回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、市民文化局人権・男女共同参画室担当課長の羽田野でございます。よろしくお願いいたします。議事に入るまでの間、私が進行を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この協議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象となる会議でございまして、公開が原則となっております。

それでは、初めに、市民文化局人権・男女共同参画室長より、御挨拶をさせていただきます。長沼室長、よろしくお願いいたします。

○長沼室長 長沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、第3期川崎市人権尊重まちづくり推進協議会の第1回目の会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、今後、令和8年8月までの2年間にわたり、本協議会の委員として御活動いただくこととなりますが、ここで改めて本協議会の委員をお引き受けいただきましたことについて、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本市は、今年、市政100周年を迎えましたが、この間、多様な人々が集まり、働き、暮らす中で、まちを発展させてきたという経緯がございます。そうした多様性に根差し、また誇りとしながら、令和元年12月には川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を制定し、翌令和2年7月から全面施行をいたしました。その後、この条例に基づき設置された本協議会の第1期の答申等を踏まえ、川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」を策定し、今日まで各種人権政策を推進しております。第3期の協議会におきましても、条例第10条に定める「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項」について、調査・審議していただくことを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本市といたしましては、今後もあらゆる差別を許さないとの決意を持って、差別を生まない土壌を築く取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、本協議会におきましても、委員の皆様それぞれのお立場から、本市の人権施策に対する忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様には委嘱状を室長からお渡しいたします。お名前を呼ばれた方は室長の横にお進みください。

まず最初に、石渡和実委員、お願いいたします。

○長沼室長 委嘱状、石渡和実様。第3期川崎市人権尊重まちづくり推進協議会委員を委嘱します。任期は令和8年8月31日までとします。令和6年9月1日、川崎市長、福田紀彦、代読でござい

ます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡委員 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

～以下～

伊藤雅子様、榎透様、木澤静雄様、久々津裕敏様、最所義一様、阪本智子様、土田久美子様、星川孝宜様、堀井めぐみ様に委嘱状交付（木澤静雄様はオンライン参加により、後日送付。稲垣寛子様欠席により、後日送付。）

○羽田野課長 次に、本日は第3期第1回目の協議会の開催となりますので、各委員から自己紹介をお願いしたいと思います。五十音順でお名前を読み上げますので、お一人1分程度でお願いいたします。最初に石渡委員からお願いします。

○石渡委員 石渡和実と申します。

横浜にある東洋女学院大学というところで障害者福祉を長くやっていましたが、もう定年退職をしました。障害の分野の人権をやっているんですけども、こちらでは本当にいろんな人権について学ぶ機会が多くて、貴重な場だと思っています。またどうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 NPO法人川崎市中途失聴・難聴者協会副理事長をしている伊藤雅子です。

私自身、人工内耳を両耳に装用しておりますので、ゆっくりしゃべっていただければ心配しなくても何とか聞こえますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、榎委員、お願いいたします。

○榎委員 専修大学法学部の榎と申します。専門は憲法学です。人権の研究をしています。

この協議会は前の期から引き続きの参加となります。学ぶところも多いですけども、同時に少しでもこの協議会に貢献できるように頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

木澤委員、お願いいたします。

○木澤委員 川崎市民児協の木澤と申します。よろしくお願いいたします。

民生委員はもう20年ぐらいやっていて、いろいろな形で、いろんな問題に向き合っているんですけども、なかなか解決というのが難しくて、日々苦勞しております。少しでも、この会議で自分のスキルアップにつなげられればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

久々津委員、お願いいたします。

○久々津委員 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会事務局長の久々津と申します。

この4月から事務局長をしております、私はこちらの協議会は、前の期の最後の1回目からで、今日が2回目です。社会福祉協議会でございますので、ここに御出席されている伊藤委員の身体者障害者協会、木澤委員の民生委員児童委員協議会も会員に入っていておまして、川崎市の社会福祉、高齢者、障害者、それから児童等、各種分野における社会福祉の推進に尽くしているところでございます。こちらの会に少しでも役立つようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、最所委員、お願いいたします。

○最所委員 弁護士の最所と申します。私は前回から引き続き、また御担当させていただくことになりました。

主にインターネットの問題などを取り扱っておりまして、ヘイトスピーチであるとか、誹謗中傷であるとか、そういった問題を扱っております。この会議に参加させていただいて、いろいろな委員の先生方のお話を聞いて、私自身の考え方も大分変わってきたところもあります。今後とも有意義な議論をさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、阪本委員、お願いいたします。

○阪本委員 川崎人権擁護委員の阪本と申します。

いろいろな人の相談に乗ったり、それから子供たちがSOS、ちょっと困っていますというお手紙を書いてきた者に必ず返事をしたり、それから啓発を主に行っています。意外と知られていないみたいなんですけど、地道な活動しております。よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、土田委員、お願いいたします。

○土田委員 駒澤大学の土田と申します。専門は社会学で、研究及び授業を通しまして、日本で暮らす外国出身者の市民がどういうふうに暮らしていけるか、そうしたことを研究、行ってまいりました。今回が初めての参加になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして星川委員、お願いいたします。

○星川委員 皆さん、こんにちは。委員名簿10番の星川と申します。

市民委員です。川崎区の川崎大師の門前町に住んでいます。川崎区はご多分に漏れず、人権についてはいろいろと、問題や課題を多く抱えている街ではないかと感じています。外国人問題はもちろん、子どもやホームレスの人権もあれば、拉致問題の横田さんも川崎区民です。というわけで、人権問題が非常に身近ではあるんですが、私自身はあまりよく理解しておりません。したがって、今日は専門家の先生方が大勢お見えですので、人権について学びながら、市民目線で委員としての役割を果たしていきたいと思っています。

地元で、町内会長や神社総代会の会長をしています。ご存知の方がいらっしゃるかわかりませんが、「かなまら祭」という神社の祭りを4月の第1日曜日に行っています。この祭りには性的マイノリティの方が多く参加されています。また日本人よりも外国人が多く参加され、「奇祭」と言われています。その祭りの実行委員長も務めています。お祭りをご存じない方はYoutubeで検索すると、すぐに出てきますので、ご覧ください。ただし、電車の中ではなくれぐれも見ないようにお願いします。

星川です。よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、堀井委員、お願いいたします。

○堀井委員 堀井めぐみです。前の期から参加させてもらっています。

まだ子育て中なので、子育てしている母親目線で皆様に何かできたらなと思って今回も頑張らせていただきます。よろしくお願いします。

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、名簿に沿って事務局と関係課の職員を紹介させていただきます。

人権・男女共同参画室長の長沼でございます。

○長沼室長 よろしく願いいたします。

～以下～

人権・男女共同参画担当課長松本、担当課長押田、課長補佐柏崎、打越、多文化共生推進課長菅原、健康福祉局総務部企画課長神田、こども未来局青少年支援室担当課長佐藤、教育委員会事務局教育政策室担当課長米倉紹介

○羽田野課長 改めまして、人権・男女共同参画室担当課長の羽田野でございます。よろしくお願いいたします。
ここで、会議成立の報告等をさせていただきます。

本日は、委員１１人中、１０人の委員が出席しており、委員の過半数が出席しておりますので、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則」第４条第２項に規定する定足数を満たしており、本日の協議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、先ほども申し上げましたけれども、この協議会は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象となっている会議がございまして、公開が原則となっております。会議録につきましては、発言者の名前を記載して作成することになっておりますので、御発言いただく際にはお名前をおっしゃってから御発言くださいますよう、お願いいたします。

続きまして、議事に入りたいと存じます。最初に協議会について御説明いたします。

この協議会は川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第１０条に基づき、設置されております。役割といたしましては、基本計画の策定において、この協議会の御意見をいただくほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議を行う附属機関でございます。任期は２年間となっております。

本日は第１回目の会議となりますので、会長選出までの間、引き続き私が進行を担当してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○羽田野課長 ありがとうございます。

続きまして、会長及び副会長を互選により選出していただきたいと存じます。どなたか選出していただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御提案をさせていただきたいと思います。第２期の会長・副会長でいらした石渡委員に会長を、榎委員に副会長をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○羽田野課長 ありがとうございます。

それでは、石渡委員を会長に、榎委員を副会長に決定いたします。お二人は席の移動をお願いいたします。

それでは、ここで石渡会長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 それでは、会長に選出していただいた、石渡と申します。改めて、よろしくお願いいたします。

前回のときから会長をやらせていただいているのですが、私は、法律は非常に苦手としております。でも、榎副会長が法律の御専門でいらっしゃいますし、本当にこの会はいろんな体験、それから御専門の委員の方々がお集まりですので心強く思っております。また、今回もどうぞ

よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございました。

引き続きまして、榎副会長から御挨拶を一言お願いいたします。

○榎副会長 副会長に選出されました、榎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この協議会、前期は委員の先生方が活発な御意見を出されたと記憶しております。とても勉強になる、しかも有意義な会だったと思います。会長を助けながら、引続き、そのような会になるよう、貢献したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございました。

それでは、ここから先の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 それでは審議事項に入らせていただきたいと思います。

その前に、この協議会はウェブ議システムも導入しておりますので、皆様、この件に関しては御異議ないでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石渡会長 それでは、参加の委員の方も、もし何か不都合がありましたら遠慮なく教えてください。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入らせていただきます。まず、諮問についてということで、福田市長からの諮問の御紹介を事務局からお願いいたします。

○羽田野課長 諮問書につきましては、長沼室長から石渡会長にお渡ししたいと思います。

委員の皆様のお手元の資料にも同じものがございますので、御覧ください。

○長沼室長 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会会長様宛てに、福田紀彦川崎市長からの諮問となります。

第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第10条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

1、諮問事項。川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について。

2、諮問の理由。令和4年3月に策定した「第1期実施計画」は、令和7年度末をもって計画期間が満了となることから、令和11年度末までの「第2期実施計画」を策定する必要がある。「第2期実施計画」の策定に当たり、社会情勢の変化等を踏まえ、基本的な方向性について取りまとめていただくため諮問するものです。

3、答申期限。令和7年7月。

4、その他。今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた場合には、別途、諮問することがあります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡会長 頑張ります。よろしくお願いいたします。

○羽田野課長 ありがとうございました。

ここで5分程度、休憩を取らせていただきたいと思います。2時半までの休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○羽田野課長 それでは会議を再開させていただきます。

会長、続きをよろしくお願いいたします。

○石渡会長　それでは審議事項の（２）に入らせていただきます。川崎市人権施策推進基本計画・第１期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定経過についてということで、資料２、３の御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐　それでは説明させていただきます。

先ほど、資料１の諮問のところにありました、諮問事項、川崎市人権施策推進基本計画の第２期実施計画の策定の方向性についてということですが、こちらの方向性について御審議いただくために、まず第１期の実施計画、また、そもそもの計画はどのような形になっているかということをお理解いただくために説明をいたします。資料の間を何回か往復するなどして、なるべく理解が進むようにと思っております。そのため、同じことが何回か出る場合もありますが、御了承ください。

まず、分厚いファイルの一つ目の資料を御覧ください。こちらが、一つ目の資料、冊子なのですが、川崎市人権施策推進基本計画・第１期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」、第１期の実施計画の全容となります。こちらを概要版にしたものが、今皆さんのお手元の資料２の２枚目に概要版として入っております。

資料２に基づいて、説明をさせていただきます。

資料２、川崎市人権施策推進基本計画・第１期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定経過について。

令和元年の１２月に川崎市は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を制定しております。条例の理念を踏まえた新たな計画が必要だということになりました。記述にありますように、条例第６条３項で基本計画を策定しようとするときは協議会の意見を聞くこととなっております。この協議会のことです。

先ほどの分厚い資料の一つ目の冊子、１１９ページをお開きください。こちらは、今申し上げた条例になります。この条例の一つめくった第６条に、市長は云々ということで基本計画の策定について書いてありまして、第１０条に重要事項について市長の諮問に応じ、調査審議するため、協議会を置くと条例上定まっているところになります。

また資料２にお戻りください。

令和２年８月に、第１期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会に、計画の改定の方向性について諮問しました。今、皆さんが御参加いただいている協議会は第３期、その二つ前の１期の協議会に諮問しました。令和３年３月「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性についてという答申を協議会からいただきました。詳細は、これは分厚い資料の一つ目の冊子人権かわさきイニシアチブ、１２４ページからになります。抜粋となりますが、このような形で諮問を受けたものに対し、１２５ページ、こちら答申のメインの部分の抜粋ですけれども、このような形で計画の改正の方向性について御意見をいただいたものでございます。

また、資料２にお戻りください。

いただいた御意見は大きく三つに分かれています。項目１、人権に関する施策の基本理念の方向性、項目２、人権に関する施策の基本目標の方向性、項目３、人権に関する基本的施策の方向性の大きく三つです。

四角囲みの下、令和４年４月、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の詳細は、冊子の１１ページからとありますが、この下に基本計画の構成とあります。この人権の基本計画がどのような形になっているかと言いますと。

この構成ですけれども、ピラミッド状になっています。一番上から第１階層、第２階層、第３階層。第１階層が人権に関する施策の基本理念及び基本目標。第２階層が、人権に関する基

本的施策。第3階層は、事業・取組となっています。第1階層はおおむね10年の対象期間。第2階層、第3階層はおおむね4年の計画期間となっています。

第1階層の基本理念及び基本目標ですが、四角囲みの上のところを書いてある項目1が基本理念、項目2が基本目標ということで、答申でいただいているものです。項目3の基本的施策については、第2階層のものを答申としていただいたものとなります。

四角囲みの下の計画期間を御覧ください。

第1階層の基本理念と基本目標はおおむね10年の計画期間となっています。第2階層と第3階層の基本的施策と事業・取組は、おおむね4年ごとの計画期間となっており、第1期実施計画は、令和4年度から令和7年度までとなっており、先ほど諮問があった第2期実施計画というのは、令和8年度からの4年間のものということになります。

また、上のほうに戻ります。

先ほどの項目3、人権に関する基本的施策の方向性ですが、ここを細かく見ると、一つ目には「人権に関する基本的施策」は、人権に関する施策の基本理念である「差別禁止」及び「多様性の尊重」を施策のあらゆる分野において実現されるように、分野横断的な検討が必要であるといいただいております。二つ目に、インターネットを利用した人権侵害は、時代や社会状況の変化などとともに人権に関する影響が大きく、「人権に関する基本的施策」の全体にも関わるものとなっていることから、「インターネットによる人権侵害に係る取組」については、新たな分野として独立させるべきであると御意見をいただいております。これらを踏まえて、ピラミッドの下のところ、第1期実施計画というのが策定されております。

その前に、分厚い資料の一つ目の冊子の11ページを御覧ください。

11ページからが人権施策推進基本計画のことについて書いてあります。

一つ目、基本的な考え方、そしてその位置づけ。本計画は条例6条1項の規定に基づき、不当な差別を解消するための施策、その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定し、同条第2項に規定する人権に関する施策の基本理念及び基本目標、人権に関する事務的施策などについて定める計画であり、本市の総合計画をはじめ、分野別の他の人権課題に応じた課題計画等との整合を図りつつ体系的にまとめ、人権に関する施策を総合的に推進することを目的とする。また、本計画は人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等のものにも位置づけるものであるというような形で、計画の位置づけが書いてあります。

そのページの一番下に、対象期間はおおむね10年間と書いてありまして、次のページに参りますと、先ほどのピラミッドのところについて書いております。おおむね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを川崎市人権施策推進基本計画における人権に関する施策の基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容を人権に関する基本的施策、事業・取組の階層で体系的に整理します。また、第2階層、第3階層である人権に関する基本的施策、事業・取組をおおむね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい人権課題や社会情勢等の変化により柔軟に対応できる政策体系としますとして、このようなピラミッド型と計画期間を定めているものとなります。

そして、この第1階層の基本理念と基本目標ですけれども、いただいた答申等を踏まえて右の13ページにありますように、まず基本理念として、「基本計画」が目指す「まち」の姿、「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」、こちらがこの理念とされています。

そして、次のページに参りまして、同じく第1階層の人権に関する施策の基本目標、こちらが四つございますが、「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方として四つ置か

れています。１、差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり。２、互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり。３、人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり。４、市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくりということで、第一階層が構成されている形となります。

また資料２のほうにお戻りください。

ただいま第１階層について御説明いたしましたが、今度は第２階層、第３階層の第１期実施計画について、ピラミッドの図の下のところを御覧ください。第１期実施計画は、５つの「分野横断施策」と１３の「分野別施策」で構成される全部で１８の人権に関する基本的施策（第２階層）と、これらに係る「事業・取組」（第３階層）を体系的に整備して策定しております。

上にある５つの分野横断施策ですが、この第２階層の分野横断施策は、全ての人権課題に共通する取組として、次の５つの視点に沿って、総合的に推進しています。人権教育の推進。人権意識の普及。人権研修の充実・推進。相談、人権救済、自立支援の充実。連携協働による取組の推進。

次の分野別施策、上に書いてある１３の分野別施策、同じく第２階層ですが、それぞれの人権課題に応じて、５つの視点、一つ上の分野横断施策の５つの視点に留意しながら、個別法、個別条例、それぞれの計画等を踏まえて実施しています。１、子ども。２、男女。３、高齢者。４、障害者等のそれぞれの人権課題。そして、１２、インターネットによる人権侵害に係る取組の推進。また、１３として様々な人権課題に対する取組の推進と整備しています。

今見た、この分野別施策と一つ上の分野横断施策ですが、この分野横断施策について設けたのがピラミッドの上の四角囲みのところの１番、協議会から答申でいただいた分野横断的な検討が必要であるというような御意見をいただいて設けたところになります。また、この２番の「インターネットによる人権侵害に係る取組」については、新たな分野として独立するべきであるということについて、一番下のところの分野別施策で１３個上げたうちの１２番として、独立して掲げたところとなります。こちらが第１期の協議会で、答申により御意見を賜った上で反映した形のものとなります。

続いて、最後の黒丸、計画的な進捗管理を行えるよう、それぞれの施策ごとに「事業・取組」（第３階層）として年次別取組を設定しています。こちらの第３階層の「事業・取組」は、それぞれの法令、附属機関などで設定するとなっております。

また、分厚い資料の一つ目の冊子を御覧ください。１９ページになります。

今の第１期実施計画について、大枠を説明しましたが、もう少しだけ細かく見てまいります。

第１期実施計画における基本的な考え方。基本計画に定める人権に関する施策の基本理念と基本目標を踏まえ、人権課題の解決に向けて今後４年間で計画期間とする「第１期実施計画」を５つの「分野横断施策」と１３の「分野別施策」で構成される１８の人権に関する基本的施策と、これらに係る「事業・取組」として整備し策定します。分野別施策は全ての人権課題に共通する取組として、人権教育、人権意識の普及、人権研修、相談、人権救済、自立支援の施策充実、それらを推進する上での市民、事業者等の連携協働体制ということで、５つ。

また、分野別施策はそれぞれの人権課題に応じ、上の５つの視点に留意しながら個別法、個別条例、それぞれの計画などを踏まえて実施します。

また、計画的な進捗管理を行えるよう、それぞれの施策ごとに「事業・取組」として、年次別取組を設定しますとなっております。

このやり方を図で示したものが、下のまた別のピラミッドになります。ピラミッドの一番下のところ差別・偏見のもととなる要素（社会的要因や歴史的要因など）から、偏見や差別意識、

知識の欠如などにより差別行為が生じます。これに対して、分野横断施策と分野別施策により働きかけます。1、人権教育と人権意識の普及、人権研修により、差別・偏見のもととなる要素から、偏見や差別意識に行かないように、また、実際に差別行為があったときには、④の相談、人権救済、自立支援があつて、また市民団体等との連携協働、というような形となっております。

続いて、次のページに参りまして、第2期実施計画の体系。

一つ目の四角囲みは第1階層です。第1階層はピラミッドの一番上の部分にあつた基本理念と基本目標です。そして、下の四角囲みが第2階層と第3階層です。第2階層の縦書きで、1、分野横断施策と書いてあります。これが5つの分野横断施策。そして、その下の2、分野別施策が1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13と様々な人権課題として書かれております。こちらが第2階層となります。

ページをもう一枚おめくりいただいて、5つの分野横断施策として、5つあつたうちの一つ目、人権教育の推進ということで、このような形の考えを示しているというようなつくりで、さらに1ページめくると年度ごとの計画が出ているような形になります。これが5つの分野施策全体についてつくられています。

また、今度は分野別施策なんですけれども、例えば37ページをお開きいただきますと、分野別施策の一つ目の子どもの人権に関してです。現状と課題や施策の方向性、そして個別の事業として、年度ごとの取組とかが記載されている、このような形で整理されているところになります。

今、見ました年度ごとの取組等については先ほど申し上げましたように、個別の法令や条例、計画や他の附属機関等で審議などして策定しているものとなります。

今、見ました人権の基本計画第1期実施計画のものが、今度、概要版になりますと、資料2の2枚目をお開きいただいたものとなります。

こちらが概要版ですが、さらに1枚おめくりいただいて、第2章、基本計画の構成ということで、今説明したピラミッドが書いてあります。一番最初に理念「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」が書いてあり、四つの基本目標が出ている。

今度、第3章に参りまして、こちらが第1期実施計画。分野横断施策が5つと分野別施策が13あるという形で、この計画が出来上がっているという形になります。

資料1にありました諮問の内容は、この第2期実施計画の策定の方向性についてでした。この第2期の実施計画につきましては、先ほど申し上げたように、第2階層と第3階層になります。そのうち、第1期の協議会の中で答申としていただいているのが第2階層の基本的施策の部分になります。この基本的施策が川崎市の人権に対する姿勢を表す大変重要なものであると考えております。この仕分けの仕方、整理の仕方が市の市政そのものとして現れてくる大変重要なところになると事務局では考えているところでございます。それに対して、第3階層の個別的な事業・取組につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、個別の条例や法令、附属機関やそれぞれの計画等で人権も含めた他の要素とも合わせて様々な観点から計画とか事業を策定していくという形となります。

資料2の説明については以上になります。続きまして、お手元の資料3について御説明いたします。

今、説明さしあげました、第1期実施計画の中の分野別施策を一番左に書いたものになります。人権かわさきイニシアチブに掲げる人権分野と関連条例・計画関連表としております。

1番の子ども、2番、男女、3番、高齢者と書いてありますが、これはそれぞれの分野にお

いて、川崎市において、どのような形で事業とかが出来上がっているかということを大きな目線で見たものと、整理したものとなります。そのため、全部完全に網羅しているものでなくて、おおよその整理の仕方になっております。

例えば、1番の子どもですと、関連法としてこのようなものがございます。また、条例も川崎市において制定しております。それに加えて、各種子どもの関係の計画や指針、またこの協議会とは別の附属機関とかがあり、様々な計画事業を策定しているというような形で、それぞれの分野ごとに、それぞれの検討するところがあるというようなことを示しているものであります。

そして、一番下を御覧ください。この全体を総括するということで人権全般については人権教育啓発推進法であるとか、差別のない人権尊重のまちづくり条例、この基本計画や本協議会が附属機関として、全体をきちんと検討しているというような構成になっているところでございます。

資料3の御説明は以上です。

○石渡会長 続けて、資料4をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 資料4の説明をいたします。

第1期実施計画を策定した令和4年から、これまで各人権分野において、法律制定等の大きな動向、こちらを資料4において整理しております。第1期から状況が大きく変化している場合には、それを今後の第2期実施計画に反映する必要があるかという観点を持つ必要があるため、用意したものになります。

まずは人権・男女共同参画室から説明いたします。

○羽田野課長 資料の1枚目の上のほう、性的マイノリティの分野ですけれども、この資料は令和4年以降に主に新しくできた法律ですとか、人権課題となっておりましたものについて取りまとめたものでございます。

皆様もニュースなどで報道されたので御存知の部分もあると思うんですけれども、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律というものが、令和5年6月施行されたところでございまして、法律を施行するに当たって様々な議論がなされて、法律の名前をどうするかというところから、理解が進んでいるのか進んでいないのかであったり、様々な議論がなされた結果として、このような形で成立したものですけれども、今、私の手元に法律の条文があるので、1条が目的になっているので、そのところを読みます。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにすることに基本計画の策定、その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするというのが書いてあるんですね。

今、私がちょっと強調して読んだところが肝になるところになっておりまして、特に我々は地方公共団体ですから、地方公共団体の役割というところが出てきたと思うんですけど、こういうものも定められておりまして、それが5条ですけれども、地方公共団体は基本理念に基づきまして、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する政策を策定し、及び実施するよう努める

ものとするという形で、要するに国と連携しながら理解が進むような施策をすることと地方の役割が定められているところでございます。

これに基づいて、我々としては例えばパートナーシップ宣誓制度、法律婚が認められない性的マイノリティの方々がパートナーとして宣誓して、その気持ちを市が受け止めて、この2人がパートナーですよと証明するような制度をつくったりですとか、そのほかにも性的マイノリティの理解が進むようなイベント、例えば性的マイノリティをテーマにした映画を上映したり、トークショーをやったり、また当事者の方々が情報交換するような場所、機会をつくったりとかという施策をやったりしているところでございます。

この法律と絡んで、幾つか裁判例が出ているのを皆さんも、もしかしたらニュースとかでお聞きになっているかもしれませんが、経済産業省の職員で、性的マイノリティの方で、トイレを、どちらの性別のトイレを使うのかという判決が出たりですとか、あとは性同一性障害と診断された方が性別変更するときの手術が憲法違反かどうかという判断であるとか、判例を含めて、今、動きつつある分野と認識しているところでございます。

この件については、説明は以上でございます。

○押田課長　続きまして、男女共同参画の分野でございます。

令和4年度以降というところで、男女共同参画に関しましては主に四つの法律のところを御説明させていただきます。

上の三つなんですけれども、女性に対するあらゆる暴力の法律というところの分野に関わるんですが、まず一つ目といたしましては、AV出演の部分になります。

AV出演被害防止・救済法というところで、この法律の改正に伴いました法律によりまして、AVに関しましては、契約しても撮影前、撮影後、公表までの期間ですとか、公表から1年というところで無条件に契約を解除できるですとか、そもそも契約内容につきまして、署名も交付して説明する義務があるというところで、被害者の防止と救済というところで定めているものでございます。

また、2番目ですけれども、性犯罪関係の法改正といたしましては、刑法及び刑事訴訟法の一部改正、それから、また性的姿態撮影等処罰法ということで、御存じの方も多いと思いますけれども、今までの強制性交等罪、強制わいせつ罪というものが不同意性交等罪、不同意わいせつ罪というところに改めております。

具体的に申しますと、今までは暴行、脅迫みたいなもので判断された要件というものが、犯罪の成否の判断にばらつきが生じるおそれがあるというところで、「同意しない意思を形成し、表明もしくは全うすることができない困難な状態」にあるというような表現に統一されています。また、幾つか改正内容がありますけれども、性行同意年齢の引き上げですね。16歳未満に対する行為は広く処罰の対象というところになっております。

また、性的姿態撮影等処罰法のほうに関しましては、性的な画像の盗撮、あるいは撮影した画像を人に提供することというものが撮影罪、あるいは提供罪になるというところと、それから公訴時効期間も延長になっております。

三つ目ですけれども、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正ということで、いわゆる改正DV法になります。

こちらに関しましては、接近禁止命令等申立ができる被害者が拡大されたりとか、あるいは、これはどのように拡大したかというところでは、今までですと、身体的暴力を受けた者ですとか、あるいは生命・身体というところの脅迫というものが対象だったんですが、それに加えて、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者という者が追加になっております。

また、保護命令の種類についても拡大しまして、例えば、緊急時以外に連続した文書ですとか、SNSの送信、あるいはGPS等を使った位置情報の承諾獲得というものも禁止されております。さらに、被害者の子に対しての電話などの禁止命令等が新設されております。

四つ目になりますけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というものが令和4年に成立しまして、今年、令和6年4月から施行になっております。

こちらに関しましては、今までの困難な問題を抱える女性支援の根拠法というものが、戦後間もなくの売春防止法しかなかったというところですが、この法律によりまして、困難な女性への寄り添いというところでは、まず女性の福祉、そして人権の尊重や擁護、さらに男女平等といった視点に立って、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行っていくという趣旨の法律になります。

男女共同参画の動向に関しては、以上になります。

○菅原課長 続きまして、資料4の2枚目になります。多文化共生推進課、外国人支援政策分野のところでご説明をさせていただきます。

まず、国の動きといたしまして、法務省の出入国在留管理庁になりますが、外国人材の受入れといたしまして、外国人材受入れ・共生のための総合的対応策というのになりますが、平成30年（2018年）の12月に決定をしております。その後、令和元年6月に、充実についてという形で決定された後、同年12月、令和2年7月、また令和3年以降、6月に毎年改定をされているものでございます。

内容といたしましては、特定技能という新たな在留資格を設けまして、いわゆる人材不足が懸念される労働分野において、当時、5年間で34万5,000人を受け入れるという国の方針がございました。ただ、その後、コロナ等がございまして、予定どおりの日程が今進んでいない状況ではございますが、特定技能の在留資格とともに、労働不足の解消に向けた国の動きがございます。

下の概要のところでございますけれども、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与する目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関する目指すべき方向性を国としてお示ししているものでございます。内容といたしましては、法務省が取りまとめているのですが、各省庁の外国人材受入れに関わる施策を取りまとめた形のものになってございます。

また、その下の黒丸でございますけれども、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップというのが、こちらは令和4年（2022年）6月、総合的対応策の令和4年改定と同時に決定をされてございます。こちらも令和5年以降、毎年6月に一部変更という表現にはなりますが、ロードマップの内容が変更されております。

こちらにつきましては、概要ですけれども、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、これは三つに大きく分かれておりますが、いわゆる中長期的に、単年度の取組をまとめたものではなく、国として中長期的に取り組んでいく課題、これを四つの重点事項としてまとめているんですけれども、そのような形のものを具体的な施策としてお示しをして、時点更新して、提示しているものでございます。

その下の白丸、多文化共生という分野でございますが、こちら、申し訳ございません。国の動きではないので参考と入れさせていただいておりますけれども、本市における川崎市多文化共生社会推進指針というものがございまして、平成17年（2005年）に策定をしております。基本目標としては、文字どおり、多文化共生社会の実現に向けて、実現に向けた方向性を取りまとめたものでございまして、直近では、令和6年、昨年度の3月に改定させていただ

いております。

前回の改定から8年が経過して、先ほど申し上げた特定技能や上記で御説明した総合的対応策など、外国人の受入れの取組が本格化いたしました。また、本市の外国人住民人口も既に5万3,000人を超えて、住民比率も3.3%以上ということで、国の動向と同様、改定時から1.5倍増加しているなど、社会環境の変化に合わせた形の具体的な取組の更新が必要になったことから、基本目標・基本理念、施策の基本方向という体系は変更していませんが、指針の内容を一部改定したものを本市として対応しているところでございます。

多文化共生推進課の分は以上でございます。

○神田課長 次のページ、健康福祉局になります。

計画に記載されている分野別にまとめまして、高齢者、障害者、疾病、ホームレスに関する部分を抜粋しております。

まず、高齢者の人権尊重なんですけれども、いわゆる認知症基本法と言われるもの、令和6年1月ということで、認知症に関する教育やバリアフリー化の推進、あと社会参加の機会の確保などが基本的施策として盛り込まれているものです。認知症の方の意向を十分に尊重しながら、福祉サービス等を提供されるようにするといった内容も含まれております。

次に、障害者の人権尊重に関しまして、最初の黒丸ですが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法なんです、令和4年5月に施行されております。

障害者が情報を得たり、他者と意思疎通を図ったりする際の障壁を減らすことで、共生社会の実現に資することを狙いとした法律なんですけれども、分かりやすい簡単な例で言うと、視覚障害者、聴覚障害者のスマホ利用支援とかもありますし、あとピクトグラムなんかもこれに関わるものでございます。

その下の黒丸ですが、改正障害者差別解消法となっています。障害者差別解消法では、障害がある方への合理的配慮となっていますが、今回の改正では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務づけることを定めたものでございます。

その下、改正精神保健福祉法なんですけれども、令和6年4月施行ということで、精神障害者の権利擁護を明確化するとともに、地域生活の支援の強化を整備したものでございます。

最後の黒丸ですが、改正障害者雇用促進法、令和6年4月施行ということで、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられるようになりました。民間の障害者の法定雇用率2.3%を、2024年4月以降は2.5%と引き上げるというふうに定められております。

その下、疾病に関する人権尊重なんですけれども、改正感染症法でございます。感染症の蔓延時の医療提供体制を確保するため、医療機関と都道府県が事前協議をするといった内容となります。

最後に、ホームレスの人権尊重なんですけれども、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律ということで、令和7年4月施行です。住宅の確保が困難な方への安定的な居住の確保の支援とか、生活保護世帯への子供の支援の充実を挙げられたものでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

○佐藤課長 それでは、1ページ、進んでいただきまして、こども未来局に関する事項について御説明をいたします。

まず、共通事項としまして、昨年の4月にこども家庭庁が発足したと同時に、こども基本法が施行しております。こちらは、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法というところになっております。こちらの法律を基に、昨年の12月にこども大綱が策定、改定されております。こちらで政府全体のこども施策の基本的な方針等を定め

たものになっています。

こども基本法が施行されたことによりまして、具体的に何か川崎市のほうで新たな事業をやっていくですとか、事業の見直しをしたという具体事例というのは、これまで出ておりませんが、今後、国のほうで様々な事業が具体的に進んでいくということになると思いますけれども、その中で、それに合わせて川崎市が今後どのように事業を進めていくかということの検討が始まるのかなというふうに考えているところです。

続きまして、白丸の二つ目のヤングケアラーのところなんですけれども、こちらは、国で子ども・若者育成支援推進法を今年6月に一部改正しておりまして、各種支援に努めるべき対象としまして、ヤングケアラーという単語を明記したというような改正を行っております。

本市では、ヤングケアラーの担当というのは、広報を主に担っているのがこども未来局というような位置づけになっておりまして、子供に関係する各部署がございますので、そちらのほうでヤングケアラーという定義というか、ヤングケアラーに該当するというような児童、お子さんを対象にしている事業というのは、各局にまたがっておりますので、そちらの各所管のほうでこういったヤングケアラーと呼ばれている方々では、個別に対応していると、事業の中で対応していると、そういうような位置づけになっております。

続いて、三つ目の白丸ですけれども、児童虐待防止につきましては、2022年の6月に改正を児童福祉法がされておまして、今年の4月に施行されておりますが、こちらは、要保護児童等への包括的、計画的な支援の実施、こども家庭センターの設置の努力義務化等を定めるということで、基本的には要保護児童への対応ということ強化していくというような改正になっておまして、例えば、保護された児童の意見表面権の支援をする、いわゆるアドボカシーというような機能の強化ですとか、そういったことがうたわれているものと聞いております。

最後の白丸の女性支援のところにつきましては、先ほど男女共同参画室さんのほうから説明があったところですので、重複するので割愛をさせていただきます。以上です。

○米倉課長 続きまして、教育委員会事務局より、御説明をさせていただきます。

令和4年以降の法律的な部分というところですので、どちらかといいますと、外国につながるのある児童生徒に関わるもので、こちら、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律について御説明いたします。令和6年7月19日施行ですので、つい最近です。ネットニュース等でも取り上げられておりました。

こちら、通称、教科書バリアフリー法の一部改正でございまして、今まで障害のある児童生徒を対象に使用されていた、いわゆる音声教材といわれるものを、こちら日本語に通じない児童生徒という表現をされておりますが、要は日本語の理解が難しいお子さんに対しても使えるようにしたというふうに法改正されたというものでございます。

川崎市は、外国人市民の方が増えているのと同様に、外国につながるのあるお子さんが年々増加しております。コロナ禍で一旦落ち着いた時期もございましたが、また最近どんどん増えてきております。もちろんその中には、日本語の理解が難しいお子さんが一定数いらっしゃいます。それは、外国籍の方に限らず、様々な事情によって、日本国籍の方でも日本語の理解が難しい方というのも多くいらっしゃいます。そのお子さんたちが自分らしく学校生活を送るためには、ある程度の日本語指導と、それから学校生活における適応支援というのが必要になってきます。

そのような日本語指導が必要という児童生徒さんが、今、川崎市内の86%の市立小中学校にいらっしゃるという状況なので、ほとんどの学校に日本語指導が必要な児童生徒さんがいらっしゃる。これはもうここ5年で約2倍になっています。そのお子さんたちが学習を進める一

つの手段として、今回、音声教材が教材として使えるようになったということです。

もともと障害のある児童生徒のために作成されている音声教材が、教科書用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童生徒さんにとっても有効であるということに鑑みまして、これらの方が音声教材を使えるようになったという、そういう改正が行われたということです。例えば、パソコンやタブレット端末を使って、教科書を音声で読み上げることができたり、あと、漢字にルビを振ったり、文字を大きくしたり小さくしたり、文字の色を、背景色を変えたりすることができる。そのようなこともできるようになっています。以上です。

○柏崎課長補佐 資料4について、各委員の専門分野におかれまして、ほかの観点からもこういったことがあるということもあるかもしれませんが、取りあえずでの整理となります。

続いて、資料5の説明をいたします。

国・政令指定都市、人権計画・指針、分野別施策一覧となっております。

こちらは、今年の8月に各都市のホームページに掲載されている情報からピックアップしたのですが、この資料5の3枚のものについては、第1期の本協議会においても資料として御確認いただいたものを更新したものとなります。

1枚目ですけれども、第1期から、各分野別において大きな分野として丸がついていますが、この丸で国や各都市で変更があったものはありませんでした。

この1枚目の見方ですけれども、表の左側が国、次が川崎市、各政令指定都市の状況が書いてあって、一番左の列が、子ども、女性、高齢者等の各分野になっていますが、整理の仕方が他の都市や国においてこの4年間であまり変わりがなかったという実態でございます。

1枚おめくりいただいて、それぞれどのように整理しているかというのをもう少し細かく書いたものです。

縦書きで国、川崎市で、他の都市になっています。川崎市は、インターネットによる人権侵害をこの協議会で御指摘いただいて、ここに新たに追加したという形になります。

ほかの都市ではほとんど変更はないですが、1枚おめくりいただいた堺市では、大きな分野別のところに変更がありました。上から三つ目の性的指向や性自認を理由とした人権問題という記載の仕方ですが、こちらは実際には、一番下の様々な人権に書いてあったものが一つ、大きくくりとして整理し直されたとか、外国人の人権だったのが、外国人・外国にルーツのある人の人権というのに変わったとか、新型コロナウイルスの関係の人権もやはり様々な人権だったものが上がってきたとか、あと、インターネット上の人権侵害、これは、元は高度情報化に伴う人権というのが、表現が変わったというようなところが大きな違いでした。あとは、この4年間で大きく変わってきたところがなかったというような状況でございました。

資料5の説明は以上となります。

先ほど説明した各人権関連法とかの動向や国や都市の状況などを踏まえて、第2期実施計画の策定に当たり、その方向性について御審議いただきたいという形になります。繰り返しとなりますが、川崎市が人権施策を推進する上で、計画の枠組みがきちんと構成されているということが大変重要でありまして、ここについて大所高所の観点から、この協議会で御審議いただくことが大変重要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございました。

新しい委員の方もいらっしゃるのですが、この協議会の役割ですとか、人権について川崎がこれまで取り組んできたことなども説明をしていただきました。改めて、私も整理ができたなというふうに思うのですが、新しい委員の方、まだなかなか大勢が見にくいところもおありかと思えますし、それぞれのお立場で関心のあるところとかもあるかと思うのですが、改めて御質問

とかおありの委員の方がいらしたらば、まずお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、さっきの休憩から1時間経っています。今から5分休憩とし、もしその間に何かお気づきのことがあれば、再開したところで御意見をいただくということにしたいと思います。

(休憩)

○石渡会長 それでは、再開をさせていただきます。

要約筆記の方もいらっしゃるのですが、今、伊藤委員とお話ししましたら、早過ぎることはないということですが、今日も一気にたくさんの情報をいただきましたので、初めての方にとってはちょっと大変だったのかなと思うんですけども、何か分かりにくかったところも含めて、お気づきのことがおありの委員の方、御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。阪本委員。

○阪本委員 あまりに量が多いので、ちょっとついていけないところがある。ただ、今、いろいろ説明していただいたもの、まだ終わっていないとか、まだやっているということでよかったと考えていいんですよね。それで、今後、次の計画に今後、今のを踏まえてまた策定していくみたいな、そういうことでよろしいですか。今はまだ進行形でよろしいですか。

○羽田野課長 事務局、羽田野でございます。御説明さしあげます。

今、阪本委員がおっしゃったとおりでございます。資料4であれば、第1期の計画をつかって以降、世の中の動きなどを御説明さしあげているものでございます。第2期の実施計画が令和8年度からのものなので、この6年度の下半期から検討を始めて、7年度の前半ぐらいに答申をいただくと8年度からの計画がつけれると、こういう流れになっているところでございますので、まさに阪本委員がおっしゃったとおり、今進行形のものを皆さんに踏まえていただいた上で、ぜひこういうふうな観点も入れたらいいんじゃないでしょうかというような形で御審議いただいて、答申に盛り込んでいただくというのが、この協議会の趣旨で、諮問の内容でございます。

○石渡会長 御丁寧にありがとうございました。またおかげで整理ができたと思います。ありがとうございます。

土田委員も初めてでいらっしゃいますし、また、御専門のお立場から何かお気づきのことがあったら御発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○土田委員 今は特に大丈夫です。むしろ阪本委員のおかげで、私も位置づけといたしますか、そうしたものが分かって大変ありがたいなと思っております。ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

あと、星川委員は、先ほどの自己紹介でも本当に幅広くいろんな人権に関心をお持ちだなという印象を受けましたし、地域とすごく関わりが深いお立場から、さっきホームレスのことなんかもお話いただきましたし、何かお気づきのことがあれば御発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○星川委員 私が感じたことは、施策や取組の分量が多いため、なんだか頭の中に雲がかかってしまい、まるで眠っているかのような状態になってしまいました。これは今後どうしたものかなという印象です。流れとしてご説明いただいた部分はわかりますが、やはり人権と言ってもいろいろあり、守備範囲がとても広いなと感じています。これら全てを取り扱っていかうということなんでしょうか。

○羽田野課長 よろしいでしょうか。

先ほどの御説明の中にあつたと思うのですが、それぞれの分野で法律なり、計画なりがあつて、私ども川崎市にも分野ごとに審議会、附属機関を持っていたりしますので、この協議会に

において全ての分野の全ての内容について協議していただくというふうなものでは、必ずしもありません。どちらかというと、役割分担がそれぞれございますので、我々の協議会というのは、ある意味、大所高所から人権をどう捉えていけばいいのかという観点で、御意見を賜りたいと考えております。

では、個別のテーマについて何か言うてはいけないかということそういうのでもなくて、まずは、委員の皆様がお気づきの点、気になっている点などがあれば、そこは御発言いただいて結構でございます。その上で、それをどういうふうに整理して答申に盛り込んでいくのかということになると、またそれも皆さんで協議していただいて、会長、副会長のリーダーシップの下にまとめていくという趣旨でございます。

星川委員がおっしゃったように、これだけの物量のものをいきなり説明されて、何か意見を言うてくださと言われても、そんなに簡単に、じゃあ、これについてこう思うんですよとは言いつらいというのは、全くおっしゃるとおりだと思います。そういう意味では、この協議会には意見書というものがございまして、例えば、今日、整理がつかず、意見をまとめられなかったんだけど、家に帰ってよく考えてみたら、やっぱりこういうことを思っていた、こういうことを言えばよかったということを思いついたりとか、思い出すことがおありになると思うんですね。その場合には、それを事務局にお出しいただいて、それをいただいた意見として次の協議会の場に提供させていただくとか、間が空くようであれば、こういう意見をいただきましたと取りまとめて、あらかじめ皆様にお配りして、次にこういうふうなことを議論したいと思っておりますということで御提案さしあげるといふ制度もありますので、必ずしも今ここで言うていただかなくても大丈夫です。

まずは、我々の説明をお聞きいただいた中で、気になる点だとか分からない点があれば、また御質問いただければというところでございます。

以上でございます。

○石渡会長　星川委員、よろしいでしょうか。

本当にこの協議会は、いろんな一般の方が来てくださっていますので、例えば伊藤委員だったら、障害分野に関する人権みたいなどころでお気づきのことがあればみたいになりますし、委員の皆さん、それぞれに関心とか日頃の活動とかも違うかなと思いますし、特に市民委員の方は立場が難しいかなとは思うんですけれども、でも、これまでも堀井委員は、教育のこととか子供さんのこととか、いろいろ御発言をしてくださっていましたが、今の時点で何か、堀井委員、突然振ってしまいましたが、ありますか。

○堀井委員　大丈夫です。

○石渡会長　最所委員は、何かお気づきのことがあればお願いしていいですか。

○最所委員　御説明いただいた中で、幾つか私自身が、自分の専門領域に関して、気がついたというか、その点をお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

性的マイノリティの件に関して、最高裁判決が出され、それから、経産省のトイレの問題もありました。この点について、私も色々なところで、意見を書いているのですが、世の中の人々は、文章を読まないんですね。往々にして。結局、何を言っているのかというのを、思い込みで書いてしまっていて、インターネット上では特にそうです。この性的マイノリティの件に関して言うと、女装した男性がお風呂に入ってくるとか、そういう話になっていると思うのです。

そんなこと、そもそも、全く問題にもなっていないし、むしろ最高裁判決を読むと、個別に民間機関が取扱いを変えることは、むしろ妨げられないという意見が出ていたりしているわけですよ。そのあたりをすっ飛ばして、全然議論とは違うところを持ってきて、やたらと恐怖感

をあおるというようなところがあると思います。

これは、インターネットの場合、特にひどくて、本当に読まないですよ。読んでいないで勝手に思い込みで言っているから、まともな議論が成立していない、そのようなところはあると思います。

また、性的マイノリティの点では、あまり言われていない点でもあるのですが、実は、性的マイノリティの方に対する反対意見を強く主張されている方というのは、従来、女性の権利を強く主張されていた方々が多い、特に反対しているという印象があります。

その意味で、シスジェンダーによる批判というところがあって、従来、少数者であって、弱い立場であった人が、今度は、新たな少数者に対する攻撃、正確には、意見、様々な意見を主張されている、そういう状況があるので、若干、構造が少し変わっているように思っているところです。

それから、インターネットの問題について、若干補足といいますか、私の立場から申し上げさせていただくと、インターネットの問題は新しい問題だというふうに言われております。しかし、どういう意味かというと、従来、例えば、誹謗中傷とか、誹謗中傷という人権侵害、例えば、プライバシー侵害が行われているケースというのは、従来だと、本当に放送局とか、それから出版社とか、それくらいしかありませんでした。影響力があるものが、それ以外には、なかったのです。

ところが、インターネットになってくると、むしろ個人が「放送局」になっているし、個人がいろいろと情報発信をしている。その意味で、個々人が、出版もできるし放送もできる。そういう状態になっているわけです。

従前は、出版メディアとか放送メディアであれば、ある程度、組織があって、規模があったので、その意味で、何といいますか、一応きちんとしていた。最低限の倫理は守られていた。ところが、これが個人になってくると、そのような最低限の倫理というか、それも怪しくなってきた。従来は、守っていた人たちがいらっしゃったわけで、その中で、できていたという話ですね。

あと影響力も非常に大きい。これは、例えばテレビの視聴率というのは、ちょっと最近あまりよく分からないですけど、すみません、30年ぐらい前の話になるのですが、30年ぐらい前だったら、テレビの視聴率は、各世帯に機械を置いていて、各世帯のところ、300世帯ぐらいに置いていてそこで取っていたわけですよ。そうすると、日本の当時、世帯数は3,000万世帯だったと思うのですが、そこでの視聴率1%というと3万人で、3,000万世帯だとすると、視聴率、例えば10%で300万世帯だったわけですよ。

今、例えば、Xとかのフォロワー数で300万人フォロワーがいる人は、結構いらっしゃるんですね。それは、昔の感覚でいうと、視聴率10%のテレビ番組を持っているぐらいの影響力があるわけです。

そうなると、テレビよりもむしろ影響が強いことになって、YouTubeでもそうです。何百万回再生されたというのがありますけれども、その再生回数とかを見ると、昔の本当にバラエティー番組なり、そういったところで、高視聴率の番組と同じぐらいの影響力を持っているYouTubeチャンネルがたくさんあるわけですよ。だからこそ、テレビメディアよりも強い影響力を持っている、それが、非常に怖いというような印象があります。

あとは、そうですね。少し、以上の2点、私のほうで現状について申し上げさせていただいたところです。

○石渡会長 ありがとうございました。

インターネットに関しては、最所委員がいてくださるので、この協議会はとっても適切な情報がいただけるかと思っていますが、今、またインターネットの情報発信の意味みたいなところ、とても分かりやすく御説明いただいてありがとうございます。

お隣でうなずいてくださっていますが、久々津委員。

○久々津委員 うなずいていたのは、今のお話そのものにうなずいていたということです。私、全然違う視点で恐縮ですが、資料3、先ほどのA3のタイトルに「人権かわさきイニシアチブに掲げる人権分野と関連条例・計画関連表」、この表は大変分かり易いのですが、この表の一番下のほうですけど、13番、出所者の各欄が空欄になっていたのも、論点のほうで見るところの一覧の計画の104ページの辺りを、ここに反映してもいいのかなと思いました。具体的には、出所者のところに対して、104ページ辺りを見たときに、再犯の防止等の推進に関する法律があって、川崎市の関連計画指針等という意味では、ここに書いてある川崎市再犯防止推進計画は表の中にあってもよいのかなと。まだ間に合うのであれば。ちょっとそんなところが気になりました。

以上でございます。

○柏崎課長補佐 御指摘ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

○榎副会長 この協議会のこれから、私を含む委員の先生方がいろいろ検討、議論すると思うので、念のために確認いたします。

まず、今日、いろいろ資料を頂いたのも、私もとても勉強になったと同時に大変でした。ここではまず、川崎市の人権施策の推進基本計画である基本理念とか基本目標があるということを理解した上で、第1期実施計画で、分野横断施策、そして分野別施策というのが合わせて18ありますので、これにも川崎市が取り組んできたということを頭に置いておきましょう。

その上で、私たちそれぞれの専門分野もございますし、今日、説明いただいたように、新しく法律ができた。社会情勢、状況が変化していますから、そういうことを考えたときに、これから川崎市でどういうことを取り組んでいかなければいけないのかというのを話し合っていく。その上で、いろんな人権問題、課題とかを確認して、分野別の施策であるとか、最終的な横断施策の18の項目、もしかしたらそれが一つ増えるかもしれないとか、統合されるかもしれない。そういうことがあるかもしれないけれども、ベースはこれになると。

項目の増設や統合等の可能性も検討する。また、それぞれの項目について今後施策としてしっかりやっていかなければいけない課題があれば、そういう意見を言えるようにしておくということですね。

○羽田野課長 今、榎副会長から御説明いただいたとおりでございます。必ずしも分野を一つ、二つ増やさなければいけないとか、逆に減らさなければいけないとか、そういうことでは全くなくて、動きを踏まえた中で、川崎市として取り組んでいくべきことについての御意見をいただきたいというところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

ということで、今日も全体を見渡すみたいな場になっていると思いますので、先ほど御説明もあるように、改めて御意見とかがあれば意見書というようなやり方もできるということで、この辺りの説明、事務局。

○柏崎課長補佐 明日以降に、意見書の様式を各委員にお送りいたします。ただ、御意見は意見書でなくても事務局のほうに御提出いただければ次回の協議会の資料に反映してまいりますので、よろし

くお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、取りあえず、事務局からの説明を踏まえて、また何かお気づきのことがありましたら、お願いをできればと思います。

それでは、次の議題、意識調査についてということで、資料6を用意していただいていますので、お願いします。

○柏崎課長補佐 資料6ですが、こちらは令和2年12月に行った人権に関する市民意識調査報告書の概要版です。

当時、川崎市在住の満20歳以上の方、2,500人を対象とし、1,000通ほど有効な回答が来たものになります。詳細な報告の中身は、お手元の分厚いファイルの一番最後に冊子として入っておりますので、御参考ください。

先ほど説明した人権施策推進基本計画では、成果指標というのがございます。分厚いファイルの一番目の資料、またですけれども、111ページを御覧いただきまして、111ページのこちら成果指標というのがあって、令和7年にこういった項目については何%以上とか、令和13年にはこういった報告については何%以上になるように、それに向けて人権の取組をしていこうというような指標が出ています。

例えば、平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合、こういうのが何%以上になるのか、そういった市民の意識の割合を調査するものが、この資料6の市民意識調査になります。

こちら、次回の意識調査は、来年の令和7年4月、5月頃に実施したいと考えています。それに当たって、意識調査の各項目についてこのような聞き方でよいのか、また、こういうボリュームで、こんな感じでよいのか等を御助言いただければと思っております。

なお、意識調査は、経年で推移を見ていくということ、そういう性質もございますし、また設問が多くなると回答者が減るという懸念もあるというような観点もございます。同じような設問で聞いていくという形もあろうかと思えます。もしくは、表現の仕方を少し変えたほうがいいのかというようなのはあるかもしれません。

資料6の3枚目ですが、冊子の一番最後に報告書がありますといったものの中から抜粋した意識調査の聞いた項目についてだけ抜粋したものです。例えば1枚おめくりいただいて、問1、あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますとか、右に行きますと、問6、今までに、あなた自身や御家族が次のような「人権侵害」を受けたことがありますとか、34の市民の人権の意識についての調査を行っております。

この内容について御意見等がありましたらいただければということでございます。時間の関係もございますので、もし差し支えないようであれば、先ほどのと合わせて意見書等で御意見とかを賜れば、また次回に反映したいと思います。

以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございました。

ということで、この意識調査というのをを行うことで、市民の人権に対する理解などがどれだけ進んだかというようなことを確認するというようなことですが、今の時点で何かこのことを確認したいとか、質問したいという方はいらっしゃいますか。

(なし)

○石渡会長 それでは、今、事務局から説明があったように、また何か気づいたら、この後で結構ですの

で御意見をいただければということをお願いをいたします。

それでは、次の議題に進ませていただきまして、今後の協議会のスケジュールについて、資料の7に整理していただいていますので、この御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 今後のこの協議会のスケジュールですが、あらかじめ委員の皆様の御都合をお伺いして、一番御出席の多かった12月23日を第2回として設定しております。時間も同じ2時からで、場所はこの会議室となります。

内容としましては、本日説明させていただいた内容に対しての御意見を意見書で頂いたものを取りまとめて、今後の答申の方向性の確認をする。また、令和5年度に実施した人権計画の結果についての御報告をさせていただこうと思っております。

また、第3回は来年の3月頃に開催できればと考えております。答申（案）を作成します。

また、第4回は6月頃で、さらにその答申（案）の内容を調整して、最終的に7月頃に正副会長によって、答申を受け渡すという形です。

その後につきましては、第2期の実施計画の案ができましたら報告をさせていただいたり、意識調査の結果について報告したりしてまいりたいと考えております。以上です。

○石渡会長 ということで、次は12月23日ということですし、今日、諮問をいただいたばかりですが、こんなスケジュールで答申をまとめていくということですが、スケジュールについては何かございますか。

あと、すみません、木澤委員がZ o o m参加なので、ちょっと木澤委員、何か今までのところでお気づきになったところとか、御発言をお願いできたらよろしいですか。

○木澤委員 そうですね。非常に広範囲な問題なので、私、いつもは自分で活動しているときに感じているのは、例えば差別にしても、高齢者にしても、子供の人権にしても、どうしたら、何だろう、そういうことがない社会で、また子供たちにどうしたら、そういう子供たちが自主的に活動できるような環境をつくれるかと、いつもそれを考えながら民生委員の活動とか町内活動をしています。

本当に今回は非常に範囲が広いことなので、もう少しじっくり資料を読み込んで、意見書なりで意見を述べさせていただければと思います。以上です。

○石渡会長 木澤委員、ありがとうございました。

でも、本当に木澤委員は地域をいろいろ動いて、いろいろ御相談に乗っていらっしゃるの、お気づきのことはおありだと思いますので、ぜひ御意見をお寄せいただけたらと思いますが、今の木澤委員の御発言について、事務局、何かありますか。

○羽田野課長 木澤委員が言っていたように、すごく範囲も広いし、分量も多い中で、今、御意見は難しいというのは承知しておるところでございますので、お手数ではございますけれども、読み込んでいただいて、その上で御意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございます。

皆さんに決して宿題を出すわけではありませんので、本当にこのことはぜひ事務局に伝えておきたいみたいなのが、お気づきでしたらお願いをしたいと思います。

それでは、次の大きなくりの5番目の報告事項というところに移らせていただきます。

まず（1）として、第2期の川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の取組についてということで、資料の8を用意していただいています、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○柏崎課長補佐 資料8の1枚目にありますように、この協議会、今、第3期ですが、一つ前の第2期の協議会で市長に答申したもののについての説明の資料となります。

8月21日に石渡会長と榎副会長が答申していきまして、そのときの様子が1枚おめくりいただいたカラー写真にございます。このような形で皆さんが御議論いただいたものが答申として市長のほうに手渡されるという形となります。細かい内容につきましては、よろしければ石渡会長、榎副会長から御説明いただきますと。

○石渡会長 第2期の検討した事柄について、市長に御報告をさせていただきました。

第2期の検討事項というのが、すみません、ちょっと恥ずかしい写真で、後ろにちょっと大きなA3の資料で用意をさせていただいています。

第2期は、市長から諮問があったのが、この人権ということを市民の方たちに身近な我が事として受け止めてもらうにはということで、人権教育とか啓発というような言葉が使われますけれども、そういう我が事として人権の問題をというところで、10回ほどいろんな協議を重ねました。

その辺りのところが、「はじめに」という辺りに書かれています。答申を8月21日にしたのですが、脱線になりますが、市長室に伺って、私が感激しましたのは、ドラえもん縫いぐるみがあったということで、いや、このドラえもん発祥の地である川崎は、市長さんもこんなに大事にしてくれているんだみたいなのを感じたりしましたけれども、具体的なその答申というのが、このA3の大きな紙の(3)に書かれています。

その基本的な考え方というところで、やっぱりその身近に人権を感じてもらうためにということで、ちょうど真ん中辺のところの3というところで、その効果的な啓発、やっぱりどんなふうにこちらから発信したら、市民が受け止めてくれるかというところで、5つの「視点」というのが大事だということを改めて整理をしました。

1番目に、その情報を受け取る市民(受け手の)目線であるということが書かれています。行政とか私たち協議会のメンバーとしては、こういうことをぜひ分かってほしいというこちらの思いではなくて、やっぱりその情報を受け止める市民の目線に立つということが大事で、今日もたくさんの方について説明をさせていただいたんですけども、やっぱり人権の問題、いろいろありますけれども、市民に伝えるときは、そのターゲットを絞る。どういうことについて、まず受け止めてほしいか。子供の問題とか、川崎でしたら、特有の何か川崎がずっと抱えてきた人権のテーマなんかもありますけれども、まず、その都度ターゲットを絞る。

そして3番目に、そういう課題があることに対してどこまで川崎が変わっていくかという、この具体的なゴールとか、目指す姿というのが分かりやすく市民に伝わるようにして発信をするというようなこと。

それから、そういうふうに川崎が変わったら、4番目、市民にとってのどういうメリット、利点があるかということ伝えて、こんなふうに川崎が変わっていくというのは、市民にとっても本当に望ましいことなので、皆さんこの方向に向かってみたい、ちょっと市民が動いてくれるような、このメリットを明確にする。

そして、やっぱりこの人権という、何となく抽象的で壁が高いみたいな感じがあるので、そういう構えてしまわないで、少し気楽に身近な問題としてというようなことで、心理的なハードルを下げるなんていう5点が大事だというのは、とてもこういうことを熱心にやっていらっしゃる行政の方を講師にお招きしたりして、私たちが学んだところです。

その左に、どうやって具体的に進めていくかというときに、しっかりと伝えなくてはいけないことということで、対象者、誰に対して、テーマ、何を、いつ、どこで、どのようにというようなこときちんと伝えることが大事なので、それが市民にどういう効果を期待するかという、この6つの「要素」がある。この6つの「要素」をどうやって組み合わせるといいかなんてい

うことをいろいろと検討して、とても意味のある議論ができたなというふうに思っています。

これからどうやって具体的に動いていくかというようなところが問われてきますので、またぜひ皆さんに御協力をいただければと思います。

一緒に来てくださった榎副会長から補足をお願いいたします。

○榎副会長 会長からの御説明のほかに、審議の中で委員の関心が特に高かったという点をまず御報告いたします。

答申（概要）というものが、お手元にA3の資料がございますので、ローマ数字のⅦ番のところを御覧ください。

1、2、3とございますが、委員の関心が特に高かった項目で、1、無関心層への啓発、2、市内居住歴が浅い市民への啓発、3、ナッジ。ナッジというのは、そつと後押しするという意味で、「軽く促す小さな工夫で人の行動をより良い方向に変えることができる」という理論ですが、このナッジを活用した啓発と、こういうものが挙がりました。これらを念頭に人権啓発を実施していくことが大切であるというふうに考えております。

それからもう一つ、私から補足説明したいのは、その下にありますローマ数字のⅧ番、その他意識調査の結果についてのところでございます。

諮問理由の中に、意識調査について次のような記述がございます。「「人権の尊重」という問いに対して、市民が実感を持って答えることが難しい状況が見られます。」このように書かれております。

このことに対して、本協議会で次に掲げる意見が挙がりました。1、川崎市民は、むしろ人権に対する意識、関心が高いからこそ、現実を厳しく評価しているとも考えられる。2、意識調査では、きちんと人権が守られているかという項目については、川崎はほかの都市、他都市に比べて厳しい結果であったが、一方で、人権課題への関心という項目については、関心があるテーマが他都市よりも多かったという結果であったと。関心があるから、知識があるからこそ、現実とは少し見合っていないという感覚が生まれてくると考えられる。このような意見が挙がりました。

今後、意識調査の結果について評価・検討する際には、考慮に入れる必要があるとか考えております。こういうことでございます。

私からは以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

という雰囲気だったのですけれども、何か委員の方、お気づきのことはおありでしょうか。

○柏崎課長補佐 この答申の本体は、お手元の分厚いファイルのところに、第2期答申ということで入っておりますので、お時間があるときにでも御覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、資料もまた非常に膨大ですので、お時間あるときに目を通していただけたらと思います。

それでは次に、川崎市の差別防止対策等審査会の審議状況についてということで、資料の9を用意していただいています。お願いいたします。

○松本課長 それでは、お手元の資料9、川崎市差別防止対策等審査会についてを御覧ください。

川崎市差別防止対策等審査会ですが、当協議会と同様に、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき設置されております、市長の附属機関となっております。

審査会は、弁護士及び大学教授の学識経験者5名の委員で構成されておまして、市長からの諮問に応じて、条例に基づく本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組等

につきまして、調査審議を進めております。

第3期の審査会ですが、本年の4月から2年間の任期となっておりまして、その2回目となる審査会を7月9日に開催したところでございます。当日の審査会では、市長から諮問をしたインターネット上の差別的投稿75件につきまして、条例の規定への該当性、拡散防止措置、削除要請の妥当性について審議が行われまして、7月24日に答申をいただいているところでございます。

この答申に基づきまして、75件の投稿につきまして、インターネットプロバイダー等の事業者に対し、8月9日までに削除要請を行ったところでございます。

なお、この75件の投稿ですけれども、市内在住の在日韓国・朝鮮人の女性個人に向けられたもの、また、市内にある特定の本邦外出身者の集中地区の住民全体に向けられたものが、それぞれ約半数ずつございました。

報告事項は以上でございます。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

この審査会、最所委員も御参加されていました。何かお気づきでしたらお願いします。

○最所委員 この審査会の75件と、かなり数が多くて、それを少ない時間で検討しなくてはいけない。それなりに、大変だったのですけれども、これまでの蓄積がありまして、審査会で、過去このようなものについてはこう判断したというのを事務局のほうでまとめていただいたものがありましたので、ある種、過去の判断事例に即して一つずつ検討をしていったというところですよ。

結論としては、公表されているので、私の方で個別には申し上げませんが、割と効率的に、ただ問題となるものとか、過去の意見と違った観点から議論する必要があるとか、そういったところについては、時間をかけて議論させていただいております。

また、当時はこのように判断したけれども、今も、その判断でいいのかどうかということをお各委員が、もし疑問点を持てば、それについての出た意見については、過去に行った判断についても再度検証し直すというような形で、工夫していますので、75件、数は多いですけど、中で議論されているものは、かなり詳細に議論がなされているというところだけは、きちんと申し上げたいと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

資料9の関連で、何かお気づきの委員、いらっしゃいましたら、お願いをしたいと思います。

先ほど報告した市長の答申のときも新聞社の方が来ていて、このインターネットの人権侵害についてみたいなことで質問がありまして、的確にお答えはできなかったと思うんですけども、ちょっとその新聞社の方ともいろいろやり取りしたのですが、やっぱりとても関心が高いし、それだけに深刻なんだろうなみたいなことを感じたりもしました。

○最所委員 若干補足させていただくと、もう明らかにこれは駄目だねというのも結構あるわけですよ。それが、もう過去の判断事例に即しても、今の時点で、委員が、誰が見てもこれは駄目だというのが結構あって、そういうところは、割と、ケースが多くても、自主的な議論ができる一つの理由ではあります。

○石渡会長 ありがとうございます。

次は、一応今日用意していただいた審議事項や報告事項としては以上ですけれども、全体を通して何かお気づきのこととか、確認しておきたいこととか、おありの委員の方いらっしゃいましたら。お願いいたします。星川委員。

○星川委員 ちょっと質問させていただきたいんですけど、飲み込みが悪いものですから。今、第2期の

答申について、会長、副会長のほうから御説明いただきましたけど、この会議、第3期ということで、これは第2期とは全く違ったものが諮問されているので、第2期は10回会合を開いて、ある意味2年間で答申を出しましたよと。こういう表形式になっていますということですか。これは概要ですけど。

それで、今期のは、次回12月23日で、2回目でもう答申の方向性を確認ができて、答申（案）の作成に取り組めるという御予定ですね。そういうようなものなのかなという。

まだ、今日現在、継続されているような方はよくお分かりになるのかと思いますが、1回目の人間としては、もう資料をあちこち見てというのが関の山で、理解不足のところもあるんですけども、次回の会合でもって、もうある意味では、答申の前段階まで行けますよというスケジュールを組まれていますけど、そんな感じで進められるものなのかどうかとか、最初、御挨拶では、何か前回はいろいろ議論があってということですが、そういう運びになるのでしょうかという、質問だかなんだか、感想がよく分からないです。

○柏崎課長補佐 御質問ありがとうございました。

前回の第2期についてなんですけれども、そもそも啓発という漠然としたテーマに対して、様々なアプローチがある中で、まずそもそも方向性が決まるまでに時間がかかるということから、長い時間の回数を重ねられたところでございます。

一方、第1期の協議会についてなんですけれども、従前にあった別の人権の計画を条例の制定に合わせて、大きく全体を改変するというところで協議して、答申に至ったのですが、第1期につきましては、全体の改変の方向性とか決めるので、およそ半年ぐらいで答申を出したんですけども、今回は、先ほど説明させていただいたように、ピラミッドの中の第2階層の部分が主なところになるかと考えております。ですので、先ほど説明したようなスケジュール感での方向性の決定について御提案をさせていただいています。そもそも議論の中で、やはり観点がいろいろ増えてくるようなこととか、広がっていくようなことがあるのであれば、それに合わせて場合によっては回数を増やすこともあるかもしれません。

そこは、その議論とか、委員の皆様の御意見の出た状況によってというふうに考えているところでございます。必ずこのようなどおりでなければということではなくて、ただ一方、期日のほうは決まっておりますので、そこにはたどり着かないといけないというのは、間違いのないところでございます。以上です。

○羽田野課長 もう一言補足します。もちろん委員の皆さんに御議論いただくのですけれども、事務局としても、皆様の意見を踏まえて、それを取りまとめるところで最大限努力させていただきますので、基本的にはこのスケジュール感で進めていきたいと思っています。今、柏崎が説明したように、場合によっては回数を増やすこと自体は何も問題ないのですけれども、なかなか委員の皆様方全員集まってというのが難しい部分もあって、意見書というのを途中で挟ませていただきながら、順調に進めていきたいと考えております。以上です。

○石渡会長 ということで、必ずしもこのとおりということではなくて、進行状況に合わせて、柔軟な対応は考えられるということかとは思うのですけれど。

今日は本当に全体を説明していただいたので、なかなか消化不良のようなところも、ずっとやっている私も感じたりするのですけれども、でも、大事なのは、本当に委員の皆さんが日頃感じていらっしゃるとか、大事にしている人権課題みたいところで御意見をいただくということで、全体を見ながらではあっても、私はやっぱりこのところを主張したいとか、考えてほしいというようなところで、それぞれのお立場で御意見いただいて、そういうそれぞれの立場を大事にするみたいなことは、この協議会ではずっとそんな姿勢で来たかなみたいに思っ

ていますので、あんまりこのスケジュールを御心配いただくなくてもいいように進められたらと思いますので。いいですか。

木澤委員、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、あと、その他ということで、事務局から何かございますか。

○柏崎課長補佐 委員報酬ですが、翌月の21日頃に指定の口座に振り込みいたします。また、終わりましたら、マイナンバーの確認をさせていただきたいと思います。

今回は、先ほど申し上げたとおり、12月23日の月曜、14時からこのお部屋でと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○石渡会長 ありがとうございました。ということで、今、連絡事項的なところを御紹介いただきました。

それでは、本当に今日はたくさんの情報をいただいて、時間もいつもより長かったので、お疲れだと思いますし、いろいろこの後、お気付きのことがあったら、どんな形でも結構ですので、事務局のほうに御意見を寄せていただけたらというふうに思います。

それでは、第3期の第1回目になります川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は、これで終了とさせていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。どうもいろいろありがとうございました。

○羽田野課長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を終了といたします。会長、副会長をはじめといたしまして、委員の皆様におかれましては、議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。